

報告事項11

神戸市立工業高等専門学校の前学事日程の変更等学則改正について

神戸市立工業高等専門学校の前学事日程を変更等学則改正について、別紙（1）
のとおり報告する。

平成30年10月9日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

前期学事日程の変更等学則改正について（案）

1 前期学事日程の変更

（1）改正の概要

現在の学事日程は、前期（4月1日から9月30日まで）、後期（10月1日から3月31日まで）の2学期制とし、前期途中の夏季休業（7月21日から8月31日まで）後に2週間ほど授業を行ったあと定期試験を実施している。

近年、授業と定期試験の継続性を確保し学力向上を図ることを目的に、多くの高等専門学校で前期学事日程を変更し、8月上旬まで前期授業及び定期試験を行い、その後夏季休業、10月1日から後期授業を開始している。

本校で、平成 29、30 年度の 2 年、試行的に前期学事日程を変更し検証を行った結果、7月下旬から8月上旬にかけての部活動の大会参加には公欠、前期定期試験中は追試験で対応することとし、その他は特に支障がないことから、平成 31 年度から本格的に実施することとする。

（2）試行結果の検証

① メリット

ア) 学力の向上を図る

学力について、短期的に効果を測ることは出来ないが、前期成績通知後の9月中旬に学力補充・再評価期間を設け、前期試験の再評価や補習授業を実施し、後期授業に向けて適切な指導を行うことが出来るようになった。

また、9月末の学力補充期間には、平常の授業期間中では実施が難しい集中講義や全校行事を実施するなど有効に活用している。

イ) インターンシップの充実を図る

9月に実施されるインターンシップにも参加可能となり、平成 29 年度では全体の 57%、平成 30 年度では 40%の学生が9月にインターンシップに参加している。

本校では、学外実習の単位は5日間30時間以上で認定されるが、2週間前後のインターンシップに参加する学生は以前に比べ増加の傾向にある。

ウ) 研究環境の充実を図る

9月に開催される学会には、学生や教員が授業を休むことなく参加可能となり研究活動の拡充につながっている。また、9月末の学力補充期間には、卒業研究の中間発表を実施する学科もあり有効に活用されている。

② デメリット及びその改善策

7月下旬から8月上旬に実施されるクラブ活動での大会参加は公欠（公用欠席届）で対応した。また、前期定期試験中のクラブ活動の大会参加については、保護者の参加の同意を得たうえで参加を認め、欠席した定期試験は追試験で対応した。

2 学則改正

(1) 学期の規定の変更

校長が教育上必要と認めるときは、教育長の承認を得て学期の期間を変更することができることとする。

(2) 休業日の規定の変更

- ①夏季休業日を「7月21日から8月31日まで」を「8月12日から9月23日まで」とする。
- ②創立記念日を削除する。

(3) 原級留置者に対する再履修に関する規定の変更

現在、原級に留められた者は、当該学年に係る全授業科目を再履修することが学則で規定されているが、再履修の負担軽減を図るため一定の成績を修めた科目について、校長が認めた場合は再履修を免除することを明記する。

3 学事日程の変更に伴う手続き

- ① 規則改正にあたってのパブリックコメントの実施
- ② 文部科学省への届出

(参考) 神戸市立工業高等専門学校学則の改正(案)

新旧対照表

(は、改正部分を示す。)

現 行	改正(案)
<p>第4条 学年を分けて、次の2学期とする。</p> <p>前期 4月1日から9月30日まで</p> <p>後期 10月1日から3月31日まで</p> <hr/> <p>第5条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 <u>7月21日から8月31日まで</u></p> <p>(5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月20日から3月31日まで</p> <p>(7) <u>創立記念日 6月3日</u></p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める日</p> <p>2 校長は、教育上必要と認めるときは、教育長の承認を得て、前項に掲げる休業日の時期及び時間を変更することができる。</p> <p>3 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、この旨を教育長に報告しなければならない。</p> <p>第15条 <u> </u>各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、学生の平素の成績も評価して行うものとする。</p> <p>第16条 前条の認定の結果、原学年に留められた者は、当該学年に係る全授業科目を再履修するものとする。</p> <hr/>	<p><u>2 校長は、教育上必要と認めるときは、教育長の承認を得て、前項の各学期の期間を変更することができる。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>8月12日から9月23日まで</u></p> <hr/> <p><u>(7)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>校長は、</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ただし、再履修が免除された科目を除く。</u></p>